

第2章 金融庁の行政運営

第1節 金融庁の行政運営の軌跡

金融庁は、その発足に当たり、金融庁の行政の運営に当たっての基本的考え方として、以下の6つの柱を掲げた。

(平成12年7月3日の金融庁発足時の長官談話(資料2-1-1参照))

(基本的考え方)

1. 安定的で活力ある金融システムの構築
2. 時代をリードする金融インフラの整備
3. 利用者保護に配慮した金融のルールの整備と適切な運用
4. 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
(市場規律と自己責任の原則)
5. 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備
6. 外国金融監督当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献

金融庁発足後2年目に当たる13事務年度においても、上記の基本的考え方に基づき、行政運営を進めてきたところであり、この1年間の金融庁の行政運営の軌跡の概観は、巻末のこの1年の主な出来事のとおりである。(巻末資料1参照)